

社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会

令和2年度 第2回評議員会

議 事 録

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
令和2年度 第2回評議員会議事録

1. 開催通知年月日

令和2年11月17日（火）

2. 開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年11月26日（木）午後2時00分～午後3時6分

(2) 場 所 世田谷区成城6-2-1
砧総合支所1階 成城ホール（砧区民会館）

3. 評議員現員数

63名（令和2年11月26日現在）

4. 出席評議員数及び氏名

(1) 出席評議員数 40名

(2) 氏名

富澤美智代	藤原成義	石井優子
北野康子	増山晶一	小林美津江
神田安則	池田紀明	下郷平三郎
佐藤キイ子	上田啓子	荒川和茂
安土美智子	中村佳寿子	河野英樹
芳澤容子	清水勝代	安藤愛子
西垣禮子	染野和夫	島田益吉
山口美恵子	矢嶋禮子	安藤正一
滝嶋秀夫	原田隆明	藤原和子
谷崎茂保	前田美智子	小川ひで
渡辺俊彦	高橋節子	
重田朗子	熊谷安子	
滝澤葉子	榎本善子	
都崎裕子	杉田春義	
狩野千賀子	高橋千壽子	

5. 議長

石井優子評議員

6. 決議に特別の利害関係を有する評議員

該当なし

7. 議題

(1) 決議事項

議案第1号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の選任

議案第2号 令和2年度補正予算（第二次）

(2) 報告事項

①社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会副会長の決定について

②社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の一部改正等について

③令和2年度事業中間報告について

④令和2年度社会福祉協議会会員会費の中間報告について

(3) その他

①令和2年度理事会・評議員会等スケジュールについて

②世田谷社協ニュース（第7号 2020年10月号）

③えみいレポート 令和元年度世田谷区成年後見センター活動報告書

8. 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後2時00分、金澤事務局長より今回の評議員会開催に関する経過について報告をし、続けて前会長の上原繁様と理事の大森猛様お二方のご逝去について報告をした。評議員総数63名のところ、40名の出席により評議員会が成立していることを確認後、金澤事務局長が開会を告げた。その後、事務局より、評議員会の召集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するかの確認をした結果、本日の議案について該当する評議員はいない旨が報告された。

続いて、出席評議員の互選により、議長の選出を行い、石井評議員が議長に就任した。

また、議長より、高橋千壽子評議員と安藤評議員が議事録署名人に指名され、出席評議員の了承を得た。

(1) 議案第1号 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の選任

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会理事の選任について、雨宮総務課長から説明があった。

石井議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。
ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第1号は議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

石井議長 ご異議がないようですので、議案第1号については、原案のとおり議決いたしました。

(2) 議案第2号 令和2年度補正予算（第二次）

令和2年度補正予算（第二次）について、雨宮総務課長から説明があった。

石井議長 それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。
ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます。議案第2

号は議案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(拍手により全員賛成)

石井議長 ご異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり議決いたしました。

(2) 報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。

① 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会副会長の決定について

雨宮総務課長説明

② 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会関係諸規程の

一部改正等について

雨宮総務課長説明

荒川評議員 職員給与規程についてご説明をいただきましたが、規程を改正することにより管理職手当は上がるのでしょうか、下がるのでしょうか。また、適用するのは生え抜きの管理職なのか、事務局長等を含めた管理職も該当するのか。参考までにお聞かせください。

雨宮総務課長 金額は若干の増でございます。管理職手当を受ける者に対しては、深夜勤務に関するものを除き超過勤務手当は支給しないこととなっております。現状、係長と給与の格差がほとんどないまたは給与が逆転しておりますので、管理職手当で溝を埋めたいということでございます。この管理職手当の対象は、区のOBの管理職には反映しないこととなっております。区のOBの管理職の方につきましては、区が定める外郭団体に派遣した職員の給与表に準じて支給しております。その中には管理職手当の枠はございません。一定額で決まっているものでございます。

荒川評議員 管理職以外の係長職の皆さんについては超過勤務手当の支給を受け、管理職の給与と同等または逆転しているところでしたが、言い換えれば今の働き方に問題があると言わざるを得ない。超過勤務をせざるを得ない状況を考えるべきだと私は思います。但し、去年は台風19号によるお見舞金配付等や今年はコロナ等にかかる業務で多忙を極め皆さん過労死寸前くらいの状況であることも私は理解しております。超過勤務手当を出さなければならない今の状況をコロナ禍の非常事態の中ではありますが職員の皆さんの健康が第一でございますので、組織として健康管理と働き方を良い方向に見直していくべきだと私は考えます。

雨宮総務課長 超過勤務手当に関しましては、平成27年、28年頃がピークでございました。その頃から比べますと、約3分の1近く

まで減ってきております。これは、超過勤務の仕方の変更、課長を筆頭に業務の効率化を検討してきた結果であろうと考えておりますがまだ、特殊な事情等により超過勤務が発生している状況でございます。今回の事も含め働き方については検討をまいります。

染野評議員 職員給与規程について、現行では管理職手当が8級職まで明示されていますが、改正案では8級職の手当てが削除されている理由はこういったことなのでしょうか。

雨宮総務課長 現状、私どもの体制の中では6級職の職員までしかおりません。7級職は部長職、8級職は事務局長にあたります。私どもの現有職員が、7級職、8級職になるまでには時間がかかるであろうと考えておりますが、今後、配置の必要性が出て来た時に改めて規程の改正をして追加の対応をいたします。

③令和2年度事業中間報告について 金澤常務理事説明

④令和2年度社会福祉協議会会員会費の中間報告について

雨宮総務課長説明

荒川評議員 ピンクの冊子のP25、訪問による会費募集が難しくなっており、今後、自主財源の確保と予算管理を的確に行う必要があるとありますが、具体的な考え方として自主財源をどのように確保するのか。当然今年度大幅な会費の減収になりますよね。例えば、本部事業の運営分のみを確保するのか、会費の半分については地区社協の運営財源となっていますが、我々評議員は地区社協の役員が多いこともあり、地区社協の運営経費がどうなるのかということを心配しております。従来は30万円を超える繰越については本部に返金することだったが、今年度は特例として30万円を超えても全額翌年度に繰越ができることになっている。そうしないと、各地区社協は来年度の事業などできないですよ。各地区の状況をみると、今年度コロナがなければ見込まれた会費額がそっくりない中で繰越をされても各地区社協の運営の財源はおそらく減になるであろうと想定され、地区によって減額の幅も違う。ほとんどの地区社協は事業や行事等は中止になっていますが、地区社協事務費等の経費が未執行という地区はないと思います。地区社協の予算の中で一定程度の予算は使っているわけで、おのずと財源は厳しい。事業中間報告の冒頭で言われた財源配分の中に不足する地区社協運営費を最低限確保する考えがあるのでしょうか。来年度コロナの制限が緩和され事業等が実施できた際、今年度実施できなかった分、楽しみにされている方が多数応募されることが想定され、財源

も必要になってくる。早急に、本部は各地区の状況を把握し対応・対策を講じていただきたい。

雨宮総務課長 私どもも重々危惧しているところでございます。各28地区社協の今年度の支出見込みと来年度予算編成をしております。収入の8割は区の補助金と受託事業費になります。こちらの額の決定もまだ先になりますので、収入の不足が生じるのか否かはまだ掴めておりません。今年度の各地区社協の支出見込みを調査し、来年度の予算編成に向けて準備をしてまいりたいと思います。

荒川評議員 とても厳しいと思います。

染野評議員 会費額の50%が地区社協活動費として還元されますが、今の状況から考えると相当減額されることが見込まれている。次の理事会は3月11日、評議員会は3月25日に予定されておりそれまでこのような話し合いの機会が設定されていない、地区社協においても令和3年度の事業計画を詰めていくこととなりますが、3月の理事会、評議員会で地区社協の還元額が提示されても、令和3年度の事業計画を考える意味でも時期が遅すぎるような気がいたします。このことを踏まえて、正式な理事会や評議員会ではなくても結構ですので、12月末時点では地区に還元される会費額を提示していただくと地区社協としても令和3年度の事業計画が立てやすく、あるいはどの程度活動を縮小した方がよいのかが決まってくると思います。3月の理事会、評議員会でそれを言われてもあまりにも遅すぎるという気がいたしますので、その辺りを配慮していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

雨宮総務課長 正式に令和3年度予算が決定するのが、3月の理事会、評議員会でございますので、その場で承認をいただかないと正確な金額が決定いたしません。但し、区の補助金、受託金のおおよその目安がつくのが2月当初になる見込みです。その時点で、全ての事業計画に基づき予算を割り振りし、地区にどの程度還元が可能なのか、ルールとして今年度地区で集めていただいた会費の50%を還元することは決まっておりますので、守っていきたいと考えております。

荒川評議員 概算でも結構ですので、早めにご連絡をいただくことは可能でしょうか。

雨宮総務課長 見込み額をお知らせすることは可能かと思えます。

石井議長 以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしました
が、皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

(4) その他

議長の指示により、以下のとおり情報提供した。

①令和2年度理事会・評議員会等スケジュールについて 雨宮総務課長説明

②世田谷社協ニュース (第7号 2020年10月号)

渡邊地域福祉課長説明

③えみいレポート 令和元年度世田谷区成年後見センター活動報告書

鶴見権利擁護支援課長説明

④世界に一つだけの創(きず)チラシ

田邊自立生活支援課長説明

9. 閉 会

以上をもって議事を終了したので午後3時6分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和 年 月 日
署名人

令和 年 月 日
署名人

令和 年 月 日
署名人